第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果

(平成28年度)

平成29年10月 南アルプス市

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果(平成28年度)

【取組達成度】

- A:目標を達成 B:目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり C:目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり D:目標は未達成で取組困難なもの

基本	取り組	取り組み	Na	具体的な	取組主管課	人 從 內 斯 47 十	関係する	亚芹0.0 在在0.字子口槽	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項
方針	みの方 針	の項目	No.	取り組み項目	関係課等	今後の取組方向	計画等	平成32年度の達成目標	平成28年度計画	平成28年	度の取組内容	取組 達成度	(Action)
1 ,	財政の健全		: 1 <i>a</i>)	レ 極本各担の赵浦	が図られる財政基盤の確立							
	一成山 07	元旦し て原	د کاری	7曜休により収入均関	2. 付不負担の程度	か囚られる別以を強い唯立		・健全化判断比率を次のとおりと					
		①歳出構 造の見直 し	1	有利な市債の有効活 用による将来負担の 軽減(健全化判断比 率の抑制)		行政評価による事務事業の取捨選択を行うとともに、交付税算入率の高い、有利な地方債を模索しながら、普通建設事業費の圧縮。施設統廃合による物件費の圧縮等による基金取り崩しの抑制を図る。	政	する。 実質公債費比率 6.5%以下 将来負担比率 31.8%以下 ※実質公債費比率:一般会計等が 負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模 を基本とした額に対する計等が標本 担担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標本 財政規模を基本とした額に対する 割合	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 5.3% ・将来負担比率 ▲13.5%	· 実質公債費比率 5.2% · 将来負担比率 ▲11.3%	特例債活用期限に今後必要な普通 建設事業を前倒しして実施してい るため、事業数増に対する各比率 上昇を財政計画値以内に抑制する よう努力した。	A	後年度に向けた事業精査、施設統 廃合による事業費抑制による各比 率の削減努力を行う。
			2	基金の確保と活用	【取組主管課】 ·財政課 【関係課等】	・基金を一定額確保しつつ、必要 な事業等の財源として適切な活用 を図る。		- 年度末財政調整基金等残高 96億円以上の確保 (第6期財政計画値 96.4億円)	・基金については、取り崩しを行わず、減債基金・公共施設整備基金に合わせて10億円積立て、平成28年度末基金残高を105億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高24億円 ・公共施設整備等事業基金40億円	·財政調整基金残高40.7億円 ·減債基金残高24.9億円 ·公共施設整備等事業基金40億円	減債基金・公共施設整備基金に合わせて10.4億円積立て、平成28年度末基金残高を105.6億円を確保した。	А	今後も計画的に市債の繰上げ償還 や基金積立を実施していく。
			3	補助金・交付金の見 直し	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・補助金等の交付に関する基本方 針に基づいて、必要性や妥当性、 補助率や終期等を検証し、適正な 金額への見直しや整理・統合を図 る。	規則	・基本方針の一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	補助対象、金額、割合等について 協議。要綱精査及び補助金額の設 定。(予算化)	新規事業については、要綱等整備 のもと予算要求がされている。	В	既存事業も含め、再度内容、実施 要綱等を精査し見直していく必要 がある。
			4	経費の節減・合理化の徹底	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費の節減、合理化の徹底を図る。 ・工事、備品購入、業務委託等の契約方法についての見直し。	第6期財政計画	・第6期財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	・経費節減等に対する職員の意識付けを徹底する。 ・経費節減等に対する目標設定及び管理を行うための仕組みを構築する。		周知、並びに評価に基づく事業見 直しの徹底不足。	В	推計による今後の動向を周知する とともに、事務事業評価に基づく 事業見直し、予算削減の徹底を図 る。
			5	市の規模に見合った 安定的な予算規模の 構築	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、第6期財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	おり初め	・第6期財政計画における一般会計 の <u>歳入決算</u> 規模 291億円	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の <mark>歳入決算</mark> 規模 329億円	一般会計の歳入決算 325億円	翌年度への繰越事業等による影響 により地方債の発行額が少なかっ たため、歳入決算額が伸びなかっ た。	А	地方交付税を含めた依存財源が減 少していくことを想定し、歳出規 模を抑制し歳入に見合った歳出規 模へ移行していく。
		②歳入確 保の取組 推進		市税等の徴収率の向 上に向けた取り組み の推進	【取組主管課】 ●稅務課 ・収稅対策課 【関係課等】 ・国保年金課	・庁舎増改築により執務環境が整備され、徴収体制の見直し、徴収体制の見直し、徴収体制の発化等に取り組み、徴収率の向上を図る。 ・山梨県滞納整理推進機構の支援事業活用による徴収強化に取り組む ※徴収体制の見直しに伴い、滞納繰越額の徴収率の減少が予測される	-	滞繰分徵収率 22.0% 市税合計 95.0% 国保税 現年分徵収率 95.0%	滞繰分徴収率 23.9% 市税合計 93.3% 国保税 現年分徴収率 93.0%	現年度+過年度の徴収率の向上 を目指した。 市税 現年分徴収率 98.4% 滞繰分徴収率 23.3% 市税合計 93.7% 国保税 現年分徴収率 93.1% 滞繰分徴収率 24.8% 国保税合計 78.2%	滞納処分及び納税相談、口座振替等の推進を図り徴収率の向上を目指した結果、市税は0.4ポイント、国保税は1.7ポイント目標より増とすることが出来た。	А	徴収率を上げるためには、徴収体制の見直し、滞納処分執行可能な課税措置を講じることが必要である。

基	取り組	取り組み	No.	具体的な	取組主管課	A%	関係する	亚代 0.0 左连 0.连 4 日 標	計画内容 (P I a n)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項
方	かの方針 針	の項目 取り組み項目 関係課等 するの状態が同		今後の取組方向	計画等	デージョン 平成32年度の達成目標 平成28年度計画 平成28年度計画		平成28年度の取組内容			(Action)		
			2	未利用財産の売却・ 貸付の促進	【取組主管課】 · 管財契約課 【関係課等】	部分が唯総された別性について け ちねば田を検討し 加八 (主	売却可能 リスト等 の抽出	・計画期間内に未利用財産の処分 (売却・貸付)目標額の5年間の 総額を次のとおりとする。 「普通財産」 目標額 50,000千円 売却額 25,000千円 貸付額 25,000千円	公会計管理台帳システム上の資産 情報を入力し整理を進める。 [達成目安] 目標額 10,000千円 売却額 5,000千円 貸付額 5,000千円	公会計管理台帳システムへ資産情報を移行した。 ・普通財産売却額 35,123千円 ・法定外公共物払下 7,326千円 合計 42,449千円 ・使用料・貸付収入 10,967千円	結果として売却による歳入はあったが、取組のなかで処分が進んだものではない。	Α	未利用となっている行政財産については、一般競争入札方式を導入し、公平で適切に処分を行う。
			3	その他の自主財源の確保	【取組主管課】 ●政策推課 ・秘書課 ・環境課 ・新市計画課 ・行政改革推進 室 【関係課等】	・職員が財源獲得の意識を持ち、 広告事業の推進、ふるさと納税の 促進、その他財源の確保等の取組 を推進する。		ネーミングライツ 5,000千円以上 有料広告収入 600千円以上	・広報や市ホームページ、市名入 り各種封筒に有料広告を掲載す る。・全庁を挙げて、新たな広告 媒体や自主財源の確保策の検討を 進める。 [達成目安] ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 4,500千円 有料広告収入 277千円	ふるさと納税 255,428千円 ネーミングライツ 4,500千円 有料広告収入 277千円	ふるさと納税の申込と寄附をウェブ上で手続きできるようにしたことから、ふるさと納税寄附金額・件数とも格段に増加した。	В	・ネーミングライツについては新 規施設を検討していく。 ・HPの広告収入を上げるためH Pの魅力をあげる。 ・ゴミ袋の広告収入が無いため、 広告料の見直しを検討する。
		③公営企 業等の健 全経営	1	上水道事業の健全経 営の維持	【取組主管課】 ・企業局 【関係課等】	・将来にわたって安定的に事業を 継続するために、経営戦略、実施 計画を策定し、この計画を推進す ることにより、健全な経営を維持 する。	ス市水道 事業経営	9年度~平成38年度)の取組推		平成29年度に策定を予定する南 アルプス市水道事業経営戦略を見 据えた、南アルプス市水道事業実 施計画を策定(計画期間平成29 年度~平成36年度、将来予測~ 平成38年度)	関係機関との協議に日数を要し、 若干の遅れが生じたが、予定どお り完了した。	Α	_
			2	下水道事業の健全経 営に向けた取り組み の推進	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」 (H26.8.29付け通知)を踏まえ、 平成31年度からの公営企業会計へ の移行を目指す。 ・汚水処理施設整備構想に基づ き、効率的かつ有効的な整備促進 を図っていく。	・プ水設本(アンン・プ共全画認南ス処整構下クプ)南ス下体・可ア市理備想水シラ ア市水計事計ル汚施基 道ョ ル公道 業画	・公営企業会計での適正な運用 ・汚水処理施設整備基本構想に基 づいた整備促進 ・生活排水クリーン処理率 78.1%	[公営企業会計への移行] ・法適化基本計画の策定 ・固定資産の調査・評価 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想(下 水道アクションプラン)の策定	[公営企業会計への移行] ・法適化基本計画は策定済み。 ・固定資産の調査・評価 ・法適化に伴う組織や体制の検 討、関係部局職員への研修 〔未普及地域の整備促進〕 ・汚水処理施設整備基本構想(下 水道アクションプラン)について は、策定済み。 H28年度末生活排水クリーン処理 率 69.6%	[公営企業会計への移行] ・年度目標は達成したが、資産評価は資料と時間が不足したため完了に手間取った。 〔未普及地域の整備促進〕 ・汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン)山梨県の指導の元、早期策定ができた。	Α	[公営企業会計への移行] ・委託業者と密に連絡を取り、業務に落ち度がないよう注意を払う。 〔未普及地域の整備促進〕 ・汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン)策定により次年度から事業費増大〔前年1.7倍)を見込み、人員増強を調整する。
				特別会計の効率的な 運営 (国民健康保険 特別会計)	【取組主管課】 ・国保年金課 【関係課等】	国の社会保障制度改革のひとつとして、持続可能な医療保険制度の構築を目指し、国保制度改革が施行されることになった。平成30年度からの都道府県化に向けて市として必要な準備、取り組みを進めていく。	針	安定的な財政運営と効率的な事業 の実施 徴収体制の見直し 現年保険税収納率:95%	都道府県化に向けた事務レベルの WGによる県と市町村の協議 現状における財政課題を踏まえた 国保税率の改定 現年収納率:93%	○県と市町村の協議を実施○国保税率の改定を実施○現年のみ滞納者への早期対応 (催告書送付、納税相談)	○都道府県化に向けた準備を適性に進めている。○国保税率の改定により単年度赤字の解消。○現年収納率:93%を達成	А	〇県と市町村の協議を継続 〇平成30年度の都道府県化にむけ、国保税率の改定を検討していく。 〇現年収納率の93%を継続し、さらなる向上を図るには、早期対策の強化が必要。
				特別会計の効率的な 運営(介護保険特別 会計)	【取組主管課】 · 介護福祉課 【関係課等】	・事業計画等を策定し、将来的な 見通しを持った上で、将来負担の 軽減につながる予防関連事業等の 取組や給付適正化の取組を強化 し、健全経営を推進することによ り、特別会計への繰出金の抑制を 図る。	険 事業計画 ・高齢者 保	・介護予防「百歳体操」の普及 (高齢者600人程度) ・ケアプランチェックの全件実施 を行う。	普及 (高齢者200人程度) ・ケアプランチェックの準備や縦 覧点検などの給付適 正化を図る。	・百歳体操の普及に関して、モデル的に取り組む1グループと、代表者が体事業を体験した7グル、プロを中心に事業を展開。その後、用するDVDや錘の貸出などにより普及を図った。 ・ケアプランチェックの準備として、29年度からの取組についてケアマネジャーに全体会で周知を行ない、居宅支援事業所あて通知を発送した。	・百歳体操に関しては、先行して 実施したグループからの口コミや 市の周知活動により、当初の予定 を上回る350人以上(現在実績 を集計中)の市民参加を得た。 ・ケアプランチェックの実施通知 に対する問い合わせが数件あった が、概ねケアマネジャーに理解を 得られている。	А	・百歳体操は予定を上回るペースで参加者が増えている。今後は高齢者関係団体で高齢者が集ま説明に出向き、趣旨やひまと説明し、参加者を増やしていく。・市内の事業所へは周知が出来ているが、今後は市外の事業者への周知を図っていく。
				特別会計の効率的な 運営 (下水道事業特 別会計)	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・公営企業会計適用後、適正な下 水道使用料への改定を行うととも に、収納率の向上に取り組み、特 別会計への繰出金の抑制に努め る。 現年分徴収率 97.7% 滞繰分徴収率 24.2%			・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため滞納整理の強 化 現年分徴収率 97.9% 滞繰分徴収率 24.4%	·公営企業会計移行準備(固定資産調査・評価等) ·下水道使用料収納状況 現年分徴収率 97.7% 滞繰分徴収率 22.1%	・公営企業会計移行業務について は、年度目標を達成している。 ・滞納整理は計画通り実施した が、結果が伴わなかった。	В	・年2回の滞納整理や催告書発送、 企業局の停水予告に合わせた滞納 者訪問のほか、分納誓約者の納付 状況を確認し、より良い納付方法 を再検討する。

□ 基本 □ 1. 1		取り組み	No.	具体的な	取組主管課	今後の取組方向	関係する	る 平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項
方針の金		の項目	INU.	取り組み項目	関係課等	ったの収配が回	計画等	十成32年及の達成日保	平成28年度計画	平成 2 8 年	・ 変の取組内容	取組 達成度	(Action)
			3	特別会計の効率的な 運営(山梨県北岳山 荘管理事業特別会 計)		・北岳山荘の所有権者である山梨県と管理協定や管理運営方法の見直し等、県への返還も含め協議を始めており、市の負担がこれ以上増大するようであれば近い将来返還をしなければならない。	_	施設の方向性について決定を行っ ている。	山梨県の担当窓口である観光部観 光資源課と協議。	・平成28年11月28日(月)第1回目の協議実施 県: 観光資源課長他2人 市:課長、リーダー ・平成29年3月22日(水)第2回の協議実施 県: 観光資源課長他3人 市:課長、リーダー、担当	2回の協議を経て、管理協定の終了 及び貸与契約の年次更新終了など を含めた改善策を検討のため継続 的な協議の申入れを山梨県観光部 長宛に行った。 平成29年度も定期的に協議を行っ ていくことが確認された。	А	_
2 行政経	営シ	ステムの見	直し	,									
●経	営資	源の適正配	分に	より公共サービスを	最適化する行政経	営システムの見直し							
		①マネジ マントシ ステムの 強化	1	優先的事業の重点化	【取組主管課】 ●政策推進課 ・行政改改立 室・財政課 【関係課等】 ・全ての課	に必要な事業の選定や関連付け、	合	済情勢等の変化をとらえた政策・	合計画に位置付けた政策・施策及 び重点戦略の推進に必要な事業の 関連付け、優先順位付け、見直 し、組み換えなどの方針を定め、 予算編成に反映する。	・第2次総合計画の進捗管理を行った。 ・政策協議の実施により、第2次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどを経営方針として定め、予算編成に反映・要求内容の詳細確認をするため査定を併用。	「施策別一般財源枠配分方式のマンネリ化」等の弊害が危惧される。 また、評価作業の簡素化が求められている。	В	新規事業等含め、総合計画に沿った事業展開がされているとは、考えにくい。今後、計画との整合性について再度検討する必要がある。
				徹底した事務事業の 見直し	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・全ての課等	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の適切な進捗管理を行い限られた経営資源を最適配分する。	-	源が最適配分され、市民が真に必	善・廃止」の進捗管理を行い、毎年の予算要求において、証価は	事務事業評価の結果、H28年度の 事務事業数は 1196事業あり、今後 の方針案として現状維持が915事 業、改善・廃止等が281事業となっ た。	H29の予算要求は、H27年度の事務 事業評価を反映させたものであ り、1年間のブランクが生じる結果 となった。	В	前年度の事務事業評価を、翌年度 の予算執行時に繁栄させる。
			3	各種整備計画の策定 と運用	【取組主管課】 ・行政改革推進室 【関係課等】 ・整備計画を有する所管課	・事業の優先順位を定めた整備計 画を策定し、財政状況に応じて優 先度の高い事業から効果的かつ計 画的な事業実施を図る。	備・整備 計画、長	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態	查	公共施設等総合管理計画において 対象とした施設について個別計画 策定の状況調査を行った。	計画どおり進捗している。	А	未策定の計画策定支援
			4	部局ごとの目標管理 の実施	【取組主管課】 ●政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・計画的な施策や事業等の推進の ため、各部局や課等において予算 編成に合わせ取組目標を設定し、 進捗管理を実施する。	-	・部局や課等の目標が設定され進捗管理が行われている状態(PDCAサイクルに基づく取組が定着している状態	日保はC)。 - 如見仏部笠の日博及が主見ひめ	・期首の実施時期をこれまでの5 月上旬から4月下旬に早めることで、部局や課等の目標の設定及び市長公約の進捗管理を有効に行った。	期首、期中、期末の実施時期を確保できた。特に期首の実施時期改善は、年度早期に課の目標設定を促すことができた。	А	_
	(②民間活 力の活用		民間への業務委託等の推進	【取組主管課】 ・行政改革推進 室 【関係課等】 ・全ての課等	・国の公共サービス改革基本方針 や全国の自治体の民間委託等の導 入実績また、施設の民間譲渡によ る民営化等の検証を行い、民間へ の業務委託等の検討・推進を図 る。	-	・民間委託等の効果が認められる 業務について、委託等が推進され ている状態		当市の民間委託の実施状況調査を実施した。	当市の現状に沿った業務委託を検討するまでには至っていない。	В	当市の現状に沿った業務委託を検討する必要がある。
			2	指定管理者制度の導 入と適正な運用	取組主管課等】 ・行政改革推進 室 【関係課等】 ・施設等を所管 す る全ての課等	用方法等の検証を行う。 ・効果が見込まれる施設への制度 の導入、及び既に導入済みの施設 で効果が見込めない施設の直営管 理への切替(継続を見込む施設に	者制度の	11比か、1回10川、1里田 さんししい	・指定管理者制度の検証を行い、	指定管理施設の更新数 協定数 (公募8/非公募6) 施設数 (公募15/非公募7) (内 公募1協定6施設6ヶ月延長)	滞りなく更新を行った。	В	公募に対する応募が各協定1社ずつ しかなかったため複数社応募があ るように見直しを行う。
		③公共施 設の見直 し	1	計画的な再配置の実 施	【取組主管課】 ・行政改革推室 【関係課等】 ・施設等を所管 す る全ての課等	・公の施設について、公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき施設の目的と機能、利用実態、地域パランス等を勘案し、適正配置に向けた取組の推進を図る。	公共総計施置 理共配シランランランフ	・公の施設の総量を抑制した上で、適正配置されている状態	設再配置アクションプランに基づ き 再配置の取組を進める	公共施設等総合管理計画、公共施 設再配置アクションプランに基づ き、施設を所管する担当課と再配 置の取組を行なった。	一部、用地交渉が不調で計画変更 せざるを得ない施設があったが概 ね順調に進捗した。	В	一部の施設の再配置の変更を検討 する。
			2	計画的な除去の実施	【取組主管課】 ・行政改革推進 室 【関係課等】 ・施設等を所管 す る全ての課等	・用途廃止する施設について、安 全管理面や費用対効果を検証しな がら計画的な除却を図る。	等総合管	・公共施設等総合管理計画に記載 している施設の情報が適宜更新され、計画的な除却が行われている 状態	危険度や財源確保の可能性を検証	芦安小中学校教員住宅の解体、ど んぐりの家・森の売却、集会所等 の払い下げを行なった。	公共施設等総合管理計画に計画されている施設の除去が計画どおり 進めた。	В	新規建設する施設もあるので目標 以上に削減する必要がある。

本月	取り組	取り組み		具体的な	取組主管課 関係課等	A # - T- ***	関係する 計画等		計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		
d	みの方 針	の項目	No.	取り組み項目		今後の取組方向			平成28年度計画	平成28年	度の取組内容	取組 達成度	(Action)
			3	計画的な保全・長寿命化の推進	【取組主管課】 ・ 行政改革推進室 【関係課等】 ・ 施設等を所管する全ての課等	・施設の維持管理や更新費用の軽減・平準化を図るため、公共施設 等総合管理計画を策定し、計画的な保全・長寿命化を推進する。		・公共施設等総合管理計画 に基づく適正な施設管理が行われ ている状態	・公共施設等総合管理計画 を策定する。	5月に平成28年度から30年間の計画とする公共施設等総合管理計画を策定した。併せて平成28年度から10年間を計画とする公共施設再配置アクションプランを策定した。	計画どおり策定することが出来た。	А	_
			4	借地の解消、借地料の見直し	【取組主管課】 ・管財契約課 【関係課等】 ・施設等を所管 す る全ての課等	・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消(返還・買収)や借地料の見直しを図る。	-	・借地契約が必要な土地について、地権者との合意により、可能な限り、適正な借地料となっている状態を目指す。	・管理している借地の状況につい て個別に調査・分析を行い適正処 理を進めていく。	公共施設の再配置に伴い不要となる借地を返還していく方針を決めた(白根飯野)。	現在、想定できる範囲での方針は 出すことができた。	А	再配置が完了する30年度以降 再度検討する。
		④市民と のコミュ ニケー ション 充実	1	分かりやすい市政情 報の発信	【取組主管課】 ・秘書課 【関係課等】 ・施設等を所管 す る全ての課等	・ホームページ等の情報の最新化 や最適化を通じて、分かりやすい 市政情報の的確かつ迅速な発信を 図る。	-	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態	市ホームページのリニューアルに 向けての検討部会を立ち上げる。	HPリニューアル検討部会を設置した。	HPの現状把握、課題整理を行い、 仕様書案作成を行なった。	А	HPの業者選定はプロポーザル方まを予定しており、その準備を行う。
			2	広聴広報活動の推進	【取組主管課】 ●秘書課 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・おきがる座談会→ <u>市民座談会</u> 、 各種アンケート等のほか、各種審 議会等を通して、市民の意見等を 聴く機会の確保と市政運営への反 映を図る。	_	・広聴活動に積極的に取り組み、 真の市民ニーズを的確に捕捉し、 その結果が市政に反映されている 状態	・市民と市長との対話集会「 <u>市民</u> 座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民アンケート調査(18歳以上の男女1,500人を対象)を実施し、結果を事務事業評価に活用した。・座談会を3回実施した。3団体、43名が参加。・パブリックコメント4案件	・市民アンケートの回答は621件 (41.4%)で、市民の満足傾向などを伺い知ることができた。 ・市長と直接対話をすることで、 地域での要望、意見、困っていることなどを把握し、改善を図る。	А	・市民アンケート結果をもとにま 務フローを見直し、業務改善になける。 ・より多くの団体と座談会を実施し、市民の生の声を広く聴いてし
			3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課】 ● 全 ・ がく福 ・ がく福 ・ がく福 ・ で進合相 ・ で進合相 ・ で進合相 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談環境のを設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接遇等の質高め、相談窓口の充実を図る。	-	・市民ニーズに対応した相談窓口 が設置され、市民の満足度の維 持・向上が図られている状態	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備 [相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修(OJT)を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。・窓口アンケートを実施し、現状の把握と改善を図る。	・市消費生活センター設置に向け、条例等の制定に取組む。 ・庁舎増改築に伴い、センターの相談室確保のため、庁舎整備室と協議を実施。 ・新たな相談窓口の需要への対応を検討。 ・職員研修や職場内研修(OJT)を活用。	・消費生活センターを平成29年4月1日開所に向け進んでいる。・職員研修や職場内研修(OJT)を実施し、昨年度以上に専門性や接遇の質の高いサービスを提供できている。	В	・消費生活相談員を1名確保しているが、代替相談員を1名確保が要。 ・庁舎の増改築に伴い、下は、日本では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年
			4	新たな市民参画の手法	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 ・施設等等所でする全ての課等	南アルプス市の現状にあった協働 の形を作っていく。		・第2次協働のまちづくり基本方針で計画されている内容が履行されている状態。	・職員によるワーキンググループ を立ち上げモデルケースの検討を 行う。	・みんなでまちづくり推進会議が 10回開催され、第2次協働のま ちづくり基本方針(案)及び第2 次みんなでまちづくり(協働)行 動計画(案)が作成された。	・みんなでまちづくり推進会議でり 検討した第2次協働第2次は 基本方針(くり(協働)行の でまかについては、内の でまかについては、遅れに 変れた事もあでに作成され、 3月末までに作成され、 はでまた事もあでに作成され、 がでまたり、推進のまちづくり はを得かでは、 はなのでまなり、 はないでまない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないのではない。 はないのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	В	・第2次協働のまちづくり基本7 針(案)及び第2次みんなでまれ づくり(協働)行動計画(窓でまれ 3月末に作成され、みんなでます づくり推進本部会議で承諾を得 て、みんなでまちづくり推進会記 及び議員の方へも説明し公表する 予定としている。
Г				・ と組織の見直し 野向上に取り組み、職	員の能力が最大限	発揮される組織を目指す人材育成と	時代に即応	いた組織の見直し					
		①定員の 適正化及 び組織の 見直し		定員適正化の推進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 〇定員適正化の方針・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成	定員適正	・第3次定員適正化計画に基づき、 平成32年度当初における職員数を 次のとおりとする。 正規職員数 615人	・第3次定員適正化計画に基づき、 計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正 規職員数 622人 (平成28年4月1日現在 正規 職員数)	・年度当初に退職者数を勘案した 採用計画を策定しており、それに より採用試験を実施し、計画以内 の職員数にすることができた。 (平成28年4月現在621人)	・退職者の数、職種を勘案し、採用計画を策定している。これにより必要な職員数を確保することが明確になっているため、計画より1名減の職員数にすることができた。	В	・現在は、専門職の採用を退職者補充としているが、今後は業務内容、質・量について人事ヒアリング等で聞き取りを行い、職種別の必要枠を見極める必要がある。

							1			T		1			
基	54 7	なり組 yの方	取り組み	No.	_ 具体的な	取組主管課	今後の取組方向	関係する	計画内容 (Plan) 平成32年度の達成目標		取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項	
7.	5針	針	の項目	1101	取り組み項目	関係課等	7 5000000000000000000000000000000000000	計画等 十成32年度の建成日標		平成28年度計画	平成28年	度の取組内容	取組 達成度	(Action)	
				2		【取組主管課】 ●行政改革推進室 ●総務課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時・適切に見直しを行う。	_	・市の政策・戦略と業務量 に沿った、効率的な組織が 構築されている状態	・行政運営上の環境変化な どに対応するため、適時・適切に 組織の見直しを行う。	H29.4月からの業務分掌事務について、より効率的・効果的に意味を行うため、分掌事務の見直しを行った。 ◆ユネスコエコパークの推進に関すること・総合政策部⇒農林商工部 ◆庁舎整備に関すること・庁舎整備室の廃止 ◆生涯学習課所管の施設整備に関すること・生涯学習施設整備担当の新設	・行政運営上の環境変化などに対応するため組織機構の見直しを行った。 ・職員数の減、業務の多様化、また、事務量の増加に対応するため、より効率的・効果的に業務行うための見直見でできたというに関することができれ握することができ、人事に活かせた。	В	次年度の市政運営方針に基づき、 市民への対応を前提に、より効率 的・効果的に業務が行えるよう進 めていく。 ついては、限られた職員数の中 で、適正な人事配置が求められ る。人事まと協力して進めること が望ましい。 職員数の減に伴い、課の統廃合が 求められる。	
			②人材育 成の推進	1	職員能力の開発促進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員の意識改革をはじめ、事務 処理能力、問題解決能力及び政研 形成能力等を強化する実践的な研 修等の実施ほか、自己啓発の促進 を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の 高い職員の育成を図るため、組織 における役割分担を明確にすると ともに職場内研修(OJT)の強 化を図る。	人材育成 方針	・職員の職階に応じた基礎 的資質・能力が向上した状態	・人材育成方針に、人事評価制度 等の仕組みを反映させるとも に、具体的な取組みについて見直 しを行う。 ・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを 高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成 体制を強化する。	・年度当初に研修計画を策定し、 階層別研修を計画に沿って行なった。 ・職位別の課題を見極め、課題解決のヒントになるような研修を行なった。 ・新規採用者向けの研修所による研修や自主研修を行い、る。 ・新修や自主研修を行い、る。また後の育成体制を強化している業務研修 び危機管理の研修を行なった。	・階層研修については、研修管理 台帳により管理しており。対象者 全員が受講するよう取り組めてい る。 ・課題解決に向けた研修について は、外部講師を招き、各階層の課 題に沿った内容で研修できるよう 詳細を打合せしながら行なって り、受講者からの評判が良い。	В	・職員一人ひとりの研修に対する 意識をより向上させるための取り 組みが必要である。	
				2	人事評価制度の適正 な運用	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、人事評価制度を活用し人材育成に繋げつつ、能力や実績に基づく人事管理を進める。		・人事評価制度により、能力、勤務姿勢や業績の評価及び任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚に活かされた状態	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者 研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じ て制度の見直しを行う。	・適性な評価を行なうための評価 実務研修、新任評価者及び採用2年 目職員に対する目標設定、評価研 修を実施した。 ・消防職員も人事評価が本格実施 できるよう、目標設定、評価研修 を実施した。	・繰り返し、評価者実務研修を実 施することで、評価が平準化して きている。	А	・今後は、勤勉手当への反映の実 施後、現状の評価と変化がないか 検証していく必要がある。	
				3	危機管理能力の向上	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・高い倫理観と危機管理意識を 持って業務を遂行するため、研修 等を通じて法令遵守(コンプライ アンス)を徹底するとともに、メ ンタルヘルスや情報管理など様々 なリスクに対する管理能力の強化 を図る。			・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場・認識を共有する取組を行う。	・新任課長及び採用3年目職員に対し、危機管理意識を向上させるため、外部講師を招き、経験談を踏まえた研修を実施した。	・管理職として、危機管理意識を 再認識する場を設けることで、る 下に対する意識の向上へ繋がる良 い機会となっている。また、採用 後、業務に関れたとうの振り ることにより、自分する意識 りや今後の業務に対する意識 になる良い機会となっている。	А	・各担当内での職場内研修の意識 を高めるため、綱紀粛正などのイ ンフォメーションの際にあわせ て、職場内研修の実施についても 周知していく。	

取り組みの方		No	具体的な	取組主管課	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項
針	の項目	INU.	取り組み項目	関係課等				平成28年度計画	平成28年	度の取組内容	取組 達成度	(Action)
そとの協	協働により耳	しり組	計む「多様な協働」の打	推進								
人と人	人、人と地域	或、地	2域と地域、また異なる	る分野間の多様な	関係性の再構築による多様な協働の	推進						
	①地域自 治の推進	1	地域コニュニティ活動の推進	【取組主管課】 ・みんなでまち づくり推進課 【関係課等】	・市民による地域課題の解決に向 けた自発的・主体的な取組を支援 する。	_	・地域コミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ・地域活動へ参加している(世帯)市民の割合(市民アンケート) 70%(H27:56.8%)	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している(世帯)市民の割合(市民アンケート) 59.4%	・地域知名 自治、役員の自 会組織は、代う自 の 会組織は、代う自 の 会組織は、代う自 の 会担力者 を 力 を 力 の 会 を 力 の 会 を 力 の 会 を 力 る の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の も ら 、 る る 、 を 、 と 、 も 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り	・各地域により、それぞれの考えや歴史等があり、それぞれの考えが歴史等があり、するため、自治性があるが、自治性であるが、自治性であるが、自治性であるが、自治性ではない。 ・地域活動へ参加しているのは、地域によりであるが、参加しているのがであるがでは、地域に対している。 ・地域活動へ参加しているが、世帯)の合合(市民アンケート)の方4.3%	В	・自治会運営マニュアルをさら 活用してもらうため、関係課等 よる説明会を実施予定。 ・市民活動センターの充実を図 る。
		2	自治会組織の適切な 運用	【取組主管課】 ・みんなでまち づくり推進課 【関係課等】	・市民の意思を市政に反映させ、 地域主体のまちづくりを推進する ための自治会組織の適切な運用を 図る。	_	・自治会組織が有効に活用され、 地域主体のまちづくりが推進され ている状態 ・自治会の活動に満足している (市民アンケート) 50.0% (H27:34%)	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している (市民アンケート) 37.2%	・年々増加傾向にある自治会未加入者対策として、市自治会連合会常任理事により、自治会加入促進ハンドブックを作成し、勧誘すると制である自治会組織のマニュアルを作成した。 ・自治会運営マニュアルの改訂を行った。 ・自治会組織の抱える当面の課題や今後の課題等を整理した。	・少子化や社会経済環境の変化など自治会に及ぼす影響は計りりれれないため、地域で考え、実践していくことが重要であり、えていくことが必要である。そのための常任理事を中心に行っている。 ・自治会の活動に満足している(市民アンケート)35.4%	В	・常任理事が改選になるため、 治会組織や事業の転換など、意 改革の醸成に努める。
	②市民活 動の推進	1	多様な担い手による 市民活動の促進	づくり推進課	・市民活動センターの施設の維持管理、運営その他関連業務を民間の中間支援組織(市民活動を支援するNPOなど)を養成し担当させることで、多様な市民活動の活性化を図るとともに、様々な主体による協働を促進する	仮) 協働 のまちづ くり基本		・市民活動センターを拠点とした 市民活動に関する情報の受発信や 相談窓口機能の強化を図るため、 市民活動の実態や課題等の情報を 収集・整理するとともに、情報の 共有化と可視化に向けた取組を推 進する。 ・地域活動へ参加している(世 帯)市民の割合(市民アンケー ト) 59.4%	・市民活動センターでは活動の支援や活性化を図るため、市民活動コーディネーターを配置した。また市民活動センターのホームページを開設し、市民活動団体の活動の情報やセンターの情報の発信を行った。	・市民活動団体の活動への助言や 支援を行い、他の市民活動団体と の交流や情報交換の場として、多 くの市民活動団体が利用し活動が 広がっていくよう、市民活動コー ディネーターの育成を今後も図っ ていく。 ・地域活動へ参加している(世 帯)市民の割合(市民アンケート) 54.3%	В	・市民活動センターのホームペジやフェイスブックを開設してるが、更に、多くの市民活動団の活動の情報やセンターの情報容を充実させ市民活動へ参加す市民の輪を広げていく予定。
	③取り組 み推進の ための環 境整備	1	まちづくりの人材育成		・行動に向かうための働きかけと して、まちづくりに関連する講座 や講習会を開催し、まちづくり活 動を担う人材の育成を図る。	のまちづ		・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	・まちづくりを担う人材育成や支援として、3回のWAKAMONO大学での講座を開催、6件の南アルプス市協働支援テーマ型活動助成事業が行われ、市民活動団体が自ら活動する手段や方法を学び、多くの人とつながり、情報交流を行った。	・協働支援テーマ型活動助成事業 を活用し事業を行った団体が、更 に活動の輪を広げていけるよう、 市民活動フォーラムで活動内容、 反省点や今後の活動に向けて発表 を行った。	В	・平成28年度までに実施した んなでまちづくり協働事業 公 制度・提案制度・協働支援テー 型活動助成事業について、アン ケート調査を実施し今後の人材 成や支援について検討を行って く予定。
			職員の意識向上と体 制整備		・市民活動や協働に関する庁内の 情報共有化、職員の意識向上に向 けた研修の開催、取組推進のため の体制整備を図る。	のまちづくり基本	・市民活動や協働の推進に 向けて、職員の意識向上が 図られている状態 ・期間中にすべての職員を研修対 象をする。	・職員の意識向上を図るため、市 民活動や協働に関する職員研修を 実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的 な取組の整理・体制の検討等を行う。	・職員の意識の向上については、 市民協働推進本部、検討部会、 ワーキンググループの合同研修を 実施した。ワーキンググループに ついては研修や各課の協働の状況 調査、みんなでまちづくり推進とが 3回開催された。	・協働のまちづくりをより進めていくために、研修や協働の状況の把握を行い、職員の意識改革や推進体制の向上を図ることが必要です。	В	・第2次みんなでまちづくり(†働)行動計画を見直し、更に職の研修を充実させ意識啓発や推体制の検討を行っていく予定。